

## 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

この約款(以下「本約款」という。)は、株式会社ミルクネット受精卵研究所(以下「当社」という。)が販売等で譲り渡す、和牛に関わる家畜人工授精用精液及び受精卵(以下「和牛精液等」という。)の利用条件を定めるものであり、和牛精液等を当社より譲り受ける皆様(以下「利用者」)には、本約款に従って、和牛精液等をご利用いただきます。

### 第1条 適用

本約款は、利用者と当社との間の和牛精液等の利用に関わる一切の關係に適用されます。

### 第2条

利用者は、和牛精液等を使用、又は第三者に譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはいけません。

1. 家畜改良増殖法など関係法令に違反する行為
2. 和牛精液等を日本国外に持ち出すための行為
3. 和牛精液等を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

### 第3条 第三者への譲渡

1. 利用者は、当社から譲渡された和牛精液等を第三者に譲渡する場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務付けなければいけません
2. 利用者は、当社が求める場合には、前項に定める当該第三者との譲渡契約に関わる内容を当社に提出しなければいけません

### 第4条 規約の変更

当社は、必要と判断した場合には、利用者に通知することなく本規約を変更することができるものとします。

以上